

八王子市都市農業活性化支援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

本市は、八王子市都市農業活性化支援事業（以下「支援事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、八王子市補助金等の交付の
手続等に関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 補助対象事業及び補助率等

- 1 補助金の交付の対象となる事業実施主体、受益者及び事業目的ごとの補助対象施設、補助率及び
上限（下限）事業費については、別表 1 に定めるとおりとする。
- 2 補助額は、1 の規定により、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額
を切り捨てるものとする。

第3 暴力団の排除

補助金の交付を受けようとする者（以下「事業実施主体及び受益者」という。）が、暴力団員等（八
王子市暴力団排除条例（平成 23 年八王子市条例第 23 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に
規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第 2 条第 1
号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

なお、事業実施主体及び受益者が法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、
構成員等についても、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

第4 補助金の交付申請

- 1 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第
1 号）を市長に提出しなければならない。
- 2 申請者は、1 の規定による申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に
係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額の
うち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部
分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た
金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らか
な場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る
仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではな
い。
- 3 申請者が 1 の規定による申請書を提出するに当たっては、申請書とともに誓約書（別記様式第 1
号の 2）を提出しなければならない。

第5 補助金の交付決定

- 1 市長は、第 4 の申請書の提出があつたときはその内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の
交付を決定し、別記様式第 2 号により申請者に通知する。
- 2 1 の場合において、市長は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項につき修
正を加え、又は条件を付することができる。

第6 申請の撤回

第5の1の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

第7 事情変更による決定の取消し等

市長は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第8 申請事項の変更

- 1 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 事業費又は事業量の3割を超える変更
 - (3) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用
 - (4) その他、市長が特に必要と認めたとき。
- 2 市長は、1の申請があった場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

第9 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者が補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、都市農業活性化支援事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、1の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認められる場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第10 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（別記様式第5号）を市長に提出し、その指示に従わなければならない。

第11 実施状況報告書の提出

- 1 補助事業者は、第5の補助金の交付決定を受けた場合、その交付決定を受けた日が属する四半期以降、各四半期の末日時点の事業実施状況報告書（別記様式第6号）を作成し、当該四半期の翌月の15日までに市長に報告しなければならない。ただし、第13の実績報告書を提出する日が属する四半期末時点の報告については、実績報告書をもって本報告に代えることができるものとし、また、実績報告書を提出した以降においては、本報告は要しない。
- 2 1の規定は、第8の変更の承認を受けた場合においても同様とする。
- 3 1及び2に定めるもののほか、市長は、特に必要と認められる書類等を補助事業者から提出させることができる。

第12 遂行命令等

- 1 市長は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ず

る。

- 2 市長は、補助事業者が1の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

第13 実績報告

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書（別記様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。
- 2 第4の2のただし書により交付の申請をした申請者は、1の実績報告書を提出するに当たって、第4の2のただし書に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4の2のただし書により交付の申請をした申請者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第14 額の確定

市長は、第13の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じ行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第9号により当該補助事業者に通知する。

第15 是正措置

- 1 市長は、第14の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置を命ずる。
- 2 第13の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

第16 補助金の支払及び請求

- 1 市長は、第14の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、1の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、別記様式第10号による補助金請求書（概算払による場合は、別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金の概算払を受けた場合において、第14の規定による補助金の額の確定通知を受領したときは、概算払精算書（別記様式第12号）を市長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

第17 決定の取消し

- 1 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。
 - (4) 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。

(5) その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。

2 1の規定は第14の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第18 補助金の返還

1 市長は、第7又は第17の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者には補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

2 市長は、第14の規定により補助事業者には交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

第19 帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

2 この要綱は、令和3年3月31日をもって効力を失う。

別表1

事業実施主体	受益者	事業目的	補助対象施設等	補助率	上限(下限) 事業費
3戸以上の 農業者（農業 経営を行う 法人含む。） で構成する 営農集団	認定 農業者	1 標準型 施設整備 等により経 営力強化を 図ろうとす る取組	1 パイプハウス等 生産施設 2 流通・販売 施設 3 農畜産物加工施 設 4 畜舎及び畜産関 連施設 5 栽培関連施設 6 その他経営力強 化に必要な施設 7 農畜産業用 機械 8 上記1から6ま でと併せて整備 する簡易な基盤 整備	補助対象事業費 の4分の3以内	1 上限事業費は 50,000 千円とす る。 2 下限事業費は 5,000 千円とす る。